

令和3年門審第26号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年8月21日13時20分

福岡県博多港第3区

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 3.08メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 125キロワット

船種 船名 水上オートバイ B

総トン数 0.2トン

登録長 3.02メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、博多港第3区で、船首を北西方に向けて機関が停止し、無人の状態に漂泊中、令和元年8月21日13時20分博多港端島灯台から015度（真方位、以下同じ。）840メートルの地点において、その船首に、右旋回中のBがえい航する浮体が接触した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、海上は平穏で、視界は良好であった。

また、Bは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、知人2人を搭乗させた浮体を長さ約21.5メートルの合成繊維製のえい航索で船尾に引き、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日13時19分37秒博多港端島灯台から013度960メートルの地点を発進すると同時に、針路を180度に定め、毎時20.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

ところで、b受審人は、平成23年4月に小型船舶操縦士の免許を取得後、約100回水上オートバイを操船し、同29年4月に購入したBも年に約10回操船し、また、搭乗者を乗せた浮体を引いて操船した経験もあった。

また、Bが引いていた浮体は、空気充填式の、長径約1.65メートル短径約1.20メートルの楕円状の合成樹脂製で、左右に1箇所

ずつ設けられた円形のくぼみが座面となっており、定員は2人であった。

b 受審人は、定針したときに発生地点付近で船長及び同乗者が落水し、機関が停止して漂泊を開始したAを認め、救命胴衣を着用した搭乗者2人を浮体左右の座面にそれぞれ座らせ、自身も救命胴衣を着用して続航し、13時19分53秒博多港端島灯台から014度880メートルの地点に達したとき、左舷船首3度40メートルのところとなったAとの航過距離をとることとして右旋回を開始した。

右旋回を開始したとき、b 受審人は、えい航索と浮体の長径を合わせた長さよりも短い距離で、浮体がAに接触するおそれがあったが、それほど大きな旋回ではないので、浮体がAに接触することはないものと思い、Aと、えい航索と浮体の長径を合わせた長さを超える十分な距離をとり、減速して航行するなど、浮体搭乗者の安全を確保する措置を十分にとらなかった。

b 受審人は、遠心力で左方に振り出された浮体がAに接近しながら右旋回中、Bは、船首が248度を向いたとき、原速力のまま、浮体が前示のとおり接触した。

その結果、A及びB両船に損傷はなかったが、浮体搭乗者2人がそれぞれ不安定型骨盤骨折、腰椎椎体骨折、左多発腰椎横突起骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件搭乗者負傷は、博多港第3区において、Bが、浮体をえい航して遊走中、右旋回を開始する際、浮体搭乗者の安全を確保する措置が不十分で、遠心力で左方に振り出された浮体がAに接触したことによって発生したものである。

b受審人は、博多港第3区において、2人を搭乗させた浮体をえい航して遊走中、左舷船首方で漂泊中のAとの航過距離をとることとして右旋回を開始する場合、えい航索と浮体の長径を合わせた長さよりも短い距離で、浮体がAに接触するおそれがあったから、浮体がAに接触することのないよう、Aと、えい航索と浮体の長径を合わせた長さを超える十分な距離をとり、減速して航行するなど、浮体搭乗者の安全を確保する措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、b受審人は、それほど大きな旋回ではないので、浮体がAに接触することはないものと思い、浮体搭乗者の安全を確保する措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、右旋回中、遠心力で左方に振り出された浮体がAに接触する事態を招き、浮体搭乗者2人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月13日

門司地方海難審判所

審判官 前田 昭 広